資料番号 4

令和 4 年 4 月19日 課 名 教育委員会事務局 秘書広報室 担当者 室長 糸﨑 内 線 4934

広島県教育委員会会議録

令和4年2月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年2月10日(木) 13:00開会

14:26閉会

1 出席者

教育長 平 JII 理 恵 委 員 細 Ш 喜 一 郎 中 村 朗 志々田 まなみ 近 いずみ 藤 菅 田 雅 夫

- 2 欠席委員 なし
- 3 出席職員

教 育 次 長 濵 本 清 孝 管 部 理 長 小 Ш 史 元 学びの変革推進部長 六 郎 冨 永 総 括 官 (乳 幼 児 教 育 · 教 育 支 援) 伊 保 津 島 理 事 榊 原 恒 雄 経 営 浩 之 企 画 監 今 Ш 総務課課長代理 勝 成 末 書 広 報 室 長 糸 﨑 誠 秘 職 教 員 課 長 大 島 裕 文 化 財 課 白 比佐雄 長 井 教育支援推進課長 林 史 特別支援教育課長 昌 木 裕 玉

教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者に	ついて	貢 1
日程第2	第2号議案	広島県重要文化財の指定について	1
日程第3	第3号議案	「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企 業の表彰について	3
日程第4	報告・協議 1	令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補 者選考試験について	5
日程第5	第1号議案	令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育 委員会関係の議案に対する意見について	7
日程第6	第5号議案	令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者につい て	7
日程第7	第 4 号議案	教職員人事について	7

平川教育長: それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から 御指名申し上げます。

会議録署名者として,中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので,御承諾をお願いいたします。

(承諾)

平川教育長: 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、 いかがいたしましょうか。

細川委員: 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第4号議案は、個別の人事

に関する案件、第5号議案は、個人情報を含む表彰者の選考に関する案件でありますか

ら,審議は非公開が適当ではないかと思います。

平川教育長: ほかに御意見はありませんか。

(なし)

平川教育長: それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第4号議案の教職員人事について、第5号議案の令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

したがいまして、本日の議題は、第1号議案、第4号議案及び第5号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県重要文化財の指定について

平川教育長: それでは,第2号議案,広島県重要文化財の指定について,白井文化財課長,説明をお願いいたします。

白井文化財課長: 広島県重要文化財の指定について御提案いたします。

お手元の資料と併せましてスライドも御覧いただきながら御説明いたします。

広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条第1項の規定により、県の区域内にある有形の文化財、すなわち建造物を始め、絵画や工芸品など、本県にとって歴史上又は芸術上の価値、あるいは学術的価値の高い本県の歴史と文化を語る上で欠かせない文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

今回お諮りする常国寺唐門は、平成28年9月1日付けで所有者の福山市常國寺から申請された物件でございます。常國寺は、福山市南部、沼隈半島の中心に位置し、沼隈と鞆を結ぶ古道に沿った、交通の要衝に建てられた日蓮宗の寺院でございます。安土桃山時代、織田信長に追われた室町幕府将軍、足利義昭が鞆に逃れてきたとき、一時期滞在したことで知られております。

境内は熊野貯水池に面した北向き斜面にあり、池の近くに山門が、斜面上部に本堂が配されております。今回お諮りする唐門は、この本堂と山門の間、本堂正面のテラスの前面に建てられた門でございます。

こちらの常国寺唐門は、木造、本瓦葺きで、正面に唐破風を配した向唐門と呼ばれる様式の門でございます。18世紀前期、江戸時代中期に建てられたと記録されております。禅宗様の門で、正面、蟇股に足利将軍家の家紋である二つ引両紋を配し、足利義昭の由緒を伝えております。上部の笈形には彫刻が力強く施されております。門扉には桐の文様が彫られており、足利将軍家との由緒を強調しております。門の背面の頭貫と、これに直交する木鼻、こちらは雲形に仕上げられているものでございます。

以上のとおり、本件唐門は、足利義昭の由緒を江戸時代、享保期の施主と大工が当時の知識と技術で建物の形式及び意匠で示したという特色を持つ建造物でございまして、 材質、技法及び意匠ともに優れていると言えることから、広島県重要文化財に指定する ことがふさわしいと判断いたしました。

なお,本件指定につきましては、令和4年1月21日付けで広島県文化財保護審議会から適当の旨、答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員: スライドで説明していただいてすごくよく分かりました。

お話の中で、平成28年9月の申請ということだったのですけれども、今、令和4年なので、これだけ期間がかかるというのは、申請が順番になってということなのか、その間の調査等で時間がかかったということなのか、その辺りの経緯を教えてください。

白井文化財課長: こちらの調査に当たりましては、古文書、あるいは建築様式その他様々な角度から検 計してきたもので、それに時間を要したというのが本当のところでございます。

中 村 委 員: 少し関連するのですが、今、申請があって指定ということですが、申請はこの宗教法 人からの申請ということですか。

白井文化財課長: はい。

中村委員: なぜこのタイミングということなのですかね。歴史的な文化財が今の御時世に申請があって指定されるというのは、どういうきっかけあるのかという質問です。

白井文化財課長: 常國寺様が平成28年に申請された理由については、正確なところは伺っていませんが、 福山市との協議の中で、是非ともこの貴重な文化財を後世に伝えたいからということで 申請されたと伺っております。

中村委員: 基本的には、やはり所有者なりの申請がまずあるというのが、いわゆる普通の順序ということですか。

自井文化財課長: お見込みのとおりでございます。申請を受けてから審査に入ります。

細川委員: 少し関連するのですけれども、先ほど課長が、調査など、資料とかを精査して時間も かかるということをおっしゃっていましたが、現在、広島県重要文化財に指定していた だきたいというような案件は、かなりの件数があるのですか。

自井文化財課長: 現在,申請の要望をいただいているものは複数ございます。

細川委員: 非常に立派な門ですよね。別件なのですけれども、私も前、仕事で鐘楼を建てたときに蟇股、普通の大工でなくて寺社大工が鐘楼を建てられましたが、立派な蟇股であります。木鼻も立派なものでびっくりしたのですけれども、これはただ、300年ぐらい経っていますよね。

白井文化財課長: はい。

細川委員: ですので結構傷んでいるのではないかということを危惧するのですが,この指定を受けたことによって,常國寺の方で,またいろいろな御支援を受けられて,必要な修復などを今後は考えられていくのでしょうか。

自井文化財課長: 御指摘のとおり、現在、修理を必要とするような状況になっておりますので、所有者はこれを修理したいということは希望しておられます。

細川委員: はい,分かりました。これ,足利義昭の縁もあるという立派な門ですので,後世長く 保存されるようによろしくお願いしたいと思います。

菅田委員: 私,資料を頂いて、家から30分ぐらいなので見に行ったのですが、やはりかなり傷んでいるので、その辺りのケアをしていただきたいということがあります。それと、これは横に説明板がありますが、福山市は福山市の重要文化財として昭和39年に既に指定してあったようです。これは市の教育委員会に言わなくてはいけないのですけれども、市も文化財として保存、修復の義務があったわけですよね。重要文化財に福山市が指定していますが、重要文化財にしては先ほど細川委員が言われたように保存状態などを危惧しているので、市町の教育委員会にも重要文化財の点検を促していただければと思いました。

中村委員: そもそも県の重要文化財については、どれぐらいの補助が出るのですか。

白井文化財課長: 県指定になりますと、事業費の50%が県の補助金ということになり、50%を上限として交付するということになります。

中村委員: 残りの50%のうち市が何割か出すことも同時にあり得るのですか。

白井文化財課長: 通例ですと、いわゆる補助残の50%を市が、残りの50%を所有者が負担するという形になっております。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

第3号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

平川教育長: 続きまして,第3号議案,「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について,玉木特別支援教育課長,説明をお願いいたします。

Ext
制度教育課: 第3号議案,「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について御説明

いたします。

資料1ページ,1表彰制度の趣旨を御覧ください。企業との連携,協力による職業教育の充実を図るため、平成26年11月から「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という登録制度をつくり、支援企業の募集を行っております。令和4年1月28日現在で、登録企業数は433社となっております。

登録制度の詳細につきましては、資料5ページ、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録制度実施要項を御覧ください。この「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」に登録した企業のうち、特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業について、その功績を称え、表彰することで、特別支援学校の職業教育の充実と雇用企業の増加に資することを目的として表彰を行うものでございます。就業体験や職場実習などの受入れや作業学習における技術指導への協力など、企業のサポート実績を把握し、その実績合計が高い企業を表彰いたします。

表彰の選考基準は、資料 7 ページを御覧ください。 2 表彰対象企業の (1) から (3) のとおり、1回もしくは1人でもアからウに示す実習、技術指導及び雇用をした 場合、1点を加点し、工ではアからウをいずれか一つ以上を3年以上続けた企業等に更に1点を加点します。そして、その合計点数の高い企業5社程度を表彰することとして おります。

県内の特別支援学校から企業との連携状況等の調査を行った結果,資料4ページ,表彰候補企業一覧のとおり,西川ゴム工業株式会社様,中国木材株式会社様,株式会社もりじょう様,株式会社オガワエコノス様,株式会社こっこ一様,社会福祉法人かしの木様の6社を表彰するように考えております。

表彰式は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、今年度は行わず、各企業に出向き表彰を行い、ホームページにおいて広く周知していきたいと考えております。

今後もこの企業表彰を継続実施し、広く周知することで、企業の登録促進や就職支援 の充実を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員: 御説明ありがとうございました。4ページの6社を拝見いたしまして,実はオガワエコノスの小川さんはJCで一緒でしたし,青年会議所,それからこっこーの槙岡さんはJCも一緒ですし,県のPTA連合会の会長もお務めになったと思いますし,商工会議所の役もされたということで,そういう存じ上げている企業の方が今回非常に多く受賞されたということは,私,非常に嬉しく思っております。

それから、就職については、ここに表彰対象企業の要件とかが書いてございますけれども、2点ほど思うのですが、一つは、今から就職しようと思うところの企業に卒業生が既に入社されている場合、OB訪問でその先輩のお話を聞くことによって、その企業の内容とかいろいろな状況も聞くことができるし、就職しても安心できるのではないか

と感じたのですが、OB訪問などが、このア、イ、ウ、エのどこかに入るのかということがあります。もう一つは、就職するについてはジョブサポートティーチャーの方の御支援がかなり大きいと思うのですが、今回表彰を受けた6社の中で、このジョブサポートティーチャーとのいろいろな嬉しい御関係みたいなお話があれば御紹介いただければと思います。

Exhmite 接続課: まず1点目のOB訪問ですが、とてもよい御意見をいただいたと思っております。実際に学校の方で先輩の話を聞く機会の設定を学校がすれば幾らでも取り組める内容だと 思いますので、是非特別支援学校にも進めていきたいと思います。

それから、JSTとの嬉しいお話ということですが、実際にJSTはこういった企業を回りながら就職をお願いするに当たって、どういったことができるかというようなことで話を進めていきます。その中で、例えば対象の生徒の障害の状態をお伝えしたときに、この子であればこういったことならできますねというお話が企業側から出てくると、これはよく理解いただいているということでJSTの方も嬉しいし、生徒にとってもとても嬉しい話だと思いますが、そういったお話で合っていますでしょうか。

細川委員: 4ページの主なサポート実績のところに、雇用の実績があるとか、説明会などにも積極的に参加しているということが書いてございますので、恐らくジョブサポートティーチャーの方がかなり関わっておられるのではないかと思うのですよね。その辺りのところで、各企業とジョブサポートティーチャーが綿密な連携を取るような、聞いてとっても嬉しくなるようなお話があったのだろうかと思ったのです。またあればお聞かせいただければと思います。

近藤委員: 表彰対象企業の点数化のところなのですけれども,(1)のア,イ,ウ,エ,基準が上がっているのですが,これは基本的に年間で最大4点ということになるのでしょうか。

Ext

財援

が課

記

大で4点ということになります。ただ、累積でいきますので、これが今6年目ですから、満点でいうと22点ということになりますね。

近藤 委員: 例えば、表彰候補者のところの85番のもりじょうさんですけれども、障害者の作業面、 行動面に対して丁寧に対応して、課題改善を図っている点を評価されて表彰を受けておられるような実績があったりして、雇用した後、継続して就労できるような環境を整えられているというようなところも何か評価できるような基準があればと少し思いました。 エの顕著な取組のところが、3年連続、アからウのいずれか一つ以上に取り組んでいるということなので、他の顕著な取組なども拾えたらいいなと思います。

Ext制度機能器: 御意見ありがとうございます。この表彰基準については令和元年度に見直しをして、令和2年1月29日から施行しているものですので、基本的には3年ぐらいはこれでいきたいと思っております。令和4年度に見直しを考える際に、今の御意見も参考にさせていただきたいと思います。

志々田委員: 表彰制度自体,これだけの多くの企業の方たちが特別支援学校の子供たちの就労のことを考えてくださっているのがとてもありがたいことだと思ってお話を聞いていました。今回は表彰の話なのですけれども、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という、そういう登録企業を募った団体があるわけですよね。ここの団体に加盟すると、企業にとってどんなメリットというか、例えば障害者の就労をもっとやりやすくなるような情報交換の場があるとか、このサポート隊自体の活動の内容とか、取り組んでいるものがありますか。

Exが制機が課: このサポート隊に登録されている企業間での情報交換というのは特にはありませんが、メリットとすれば県から登録証を交付して、その一覧に掲載してホームページに載るということであるとか、あるいはロゴマークを使っていただいて企業のPRにも役立てていただくといったことはございます。

あと、中小企業家同友会等では情報交換をされて、サポート隊ひろしまへの登録が話題に上がることもあろうかと思います。

志々田委員: ありがとうございます。看板とか、いろいろな企業のPRとして使っていただくというのももちろんそれは大事なことだと思います。ですが、先ほど近藤委員も御指摘されていましたけれども、やはり長く自分のやりがいを持って仕事ができる環境づくりにいろいろな工夫や仕組みがそれぞれの企業にあったりするのではないかと推測されるので、是非そうした情報交換とか、それからジョブサポートティーチャーの先生からの御要望、のようなことを機関紙でも何でもいいのですが、あまりお手間のかからない形でやるのもあると思います。やはり、そのサポート隊に登録してくださっている皆さんに年に一度でも二度でも、表彰を待つだけではなくて、うちはサポート隊でこういうことをやっ

ています、他のところはこうされていますというようなことをできるような仕組みがあると、お付き合いとして入ってくださるだけではなくって、きっと企業様にとってもメリットがあるようなことになるのかなと思ったのですが、大変ですかね。

玉林制菠椒精脹: そういった情報交換の場ですが、サポート隊としてではなのですけれども、よくされ

るのはそれぞれの学校での企業の参観日等,その中で企業の方からこういった工夫をしながら雇用していますといったような話をいただいて,それがそこに参加されている他

の企業にも参考にしていただけるような場は設けております。

平川教育長: ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

報告・協議 1 令和 5 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

平川教育長: 続きまして,報告・協議1,令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考 試験について,大島教職員課長,説明をお願いいたします。

大島教職員課長: 報告・協議1によりまして,広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る 日程について報告させていただきます。

来年度実施いたします令和5年度教員採用候補者選考試験につきましては、別紙のとおり実施する予定としております。第一次選考試験については、7月16日、土曜日及び17日、日曜日に実施したいと考えております。

受験者全体の約6割が既卒者であるという実態から、より多くの受験者が参加しやすいよう、今年度同様、来年度も土曜日、日曜日の実施としております。

なお、優秀な人材を多く集めるため、7月16日土曜日については、広島市内の受験会場に加え、福山会場を設けております。

また,第一次合格発表を8月5日金曜日に行い,第二次選考試験を8月19日金曜日から21日日曜日の3日間で,そして最終合格発表を例年より1週間程度早め,9月26日月曜日に行うこととしております。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考,教職経験者(英語)は、受験者が参加しやすく、新学期の開始に差し障りがないよう移動日を考慮し、8月27日土曜日に実施したいと考えております。

なお、広報活動については、近年、志願者の少ない校種、教科等の免許取得が可能な大学へ出向いて説明会を実施し、西日本各地で、広島県で教員をすることの魅力を発信しておりますが、今後、場所や内容を検討し、一層受験者の確保に向けて取り組んでまいります。

選考試験の内容、募集教科及び採用見込み人員につきましては、今後の教育委員会会 議で御報告いたします。

報告は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員: 最終合格発表を早めていただきましてありがとうございました。

志々田委員: やはりどれだけたくさん確保できるかというところに本当に最大の力を注がないといけないと思っています。そのときに、前、作ってくださったパンフレットもさんざんああだこうだ言ったと思うのですけれども、やはり広島の教育に参加したいと思ってくれる良さをどうアピールできるかということが大事なのではないかと。もちろん広島県として育てたいとかというようなこともあるかもしれないのですけれども、やはり広島県でせっかく教育長がいろいろな新しいアイディアを持ってやってくださっているので、

どこの県にも負けないオリジナリティが広島県はあると思うので、前面に押し出したパンフレットを作っていただきたいなと。広島市も作っておられますけれども、決してかすまないような、素敵でおしゃれなデザインで今年も是非作っていただければと思います。若い人はそういうのがすごく大事だと思うので、是非よろしくお願いします。

大島教職員課長: パンフレットですけれども,鋭意作成中でございます。今,もう既に大学との連携などにも取り組んでおりますが,4月から例年行っております採用試験そのものの説明会,これも会場を少し増やして,その場でしっかり本県の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

細川委員: スケジュールの御報告ありがとうございました。実は先日,教育長と一緒に全国都道府県教育委員会連合会の総会にここでオンラインで参加したときに,海外視察をどうするかということで議論になりました。そのときに,海外視察は多分無理でしょうと教育長がおっしゃったら,長野県の教育委員が,広島の広島叡智学園に視察に行ったらいいのではないかという御発言をされました。

だから、本県は広島叡智学園もですが、個別最適な学びのシステムとか学びの変革、いろいろやはり全国から視察に行きたい、行ってみようという取組をされているので、そういうことをしている組織で働けるということを、やはり志願される方、これから志願される方に、もっともっとアピールをされたらどうかと思います。せっかく身近にそういう素晴らしい教育委員会があるのを、恐らく皆さん御存じで気付いていらっしゃるとは思うのですが、こちらからもどんどんアピールして、ここで志願される方に加え、やはり県民の人にも幅広くPRしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

大島教職員課長: 昨今,いろいろと課題になっておりますけれども,教員をどう確保していくかっていうことになれば,採用試験というのは本当に大きなポイントになっていると思います。 今御指摘いただいたように,県独自の魅力もそれ相応にあると思いますので,しっかり一緒に働いてみたいと思わせるような,そういう企画を一つ一つ組み立てていきたいと考えております。

中村委員: 私も皆さんがおっしゃったことと同じようなことなのですが、日程も大事ではありますけれども、やはり一人でも多くの優秀な受験者を確保するためには、県の特色や魅力、県の教育の魅力、特色をいかにアピールするかだと思います。

中身を覚えてなくて申し訳ないのですけれども、私も市と県のパンフレットを見比べたときに、これは言いたいと思ったことがあったのですが、言いたいと思ったことがあるということしか覚えてなくて何とももどかしいのですけれども、やはりその内容もそうでしょうし、他に紙以外にもウェブ上とかに掲載しているものもあるのですよね。

大島教職員課長: パンフレットもそうですけれども,ホームページでも当然のことながら採用試験に関する情報は適宜流しておりますし,その辺りでも事実以外の部分でも少し工夫できると ころがあるかどうか考えてみたいと思います。

中村委員: 要項みたいなことだけではなくて、紙とは違う、ホームページ上ならではの発信の仕方もありますし、今の人にはそういう情報も大事だと思います。

教員の採用に当たっては、やはり働き方改革とかいろいろな問題が絡んでくるとは思 うのですけれども、少なくとも魅力、特色はしっかり発信できるように工夫していただ きたいと思います。

菅田委員: そういうパンフレットやウェブ、ホームページということなのですけれども、やはり 今どきの若者はYouTubeで情報収集することが多いので、YouTubeで広島県教育委員会チャンネルとかそういうものを作られるといいのかなと。コンテンツはいっぱいあると思うのです、先ほど細川委員が言われたような広島叡智学園とか、例えば福山市の小学校だったら公立校で最初のイエナプラン、多分イエナプランのときは、オランダに平川教育長と三好教育長が一緒に視察に行かれた様子がNHKスペシャルでもありましたよね。そういうものを、許可を得て貼り付けてみるとか。そうすると、広島県は先進的な教育をやっているなと、福山市だったら岡山県に行こうとしている子も、やはり広島の方が面白そうだとか、近隣から取ったら申し訳ないかもしれないですけれども、そういう広島県の魅力、特色をどんどん出していただきたいと思います。

大島教職員課長: いろいろな御意見を今頂戴して嬉しい限りです。いろいろな媒体があると思いますので、柔軟に発信できるものは活用しながら取り組みたいと思います。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは,以上で本件の審議を終わります。

続きまして, 先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので, 申し訳ございませんが, 傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13:45)

【非公開審議】

第1号議案 令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見につい

て

令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案 令和3年度メイプル賞の受賞者について

令和3年度メイプル賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 教職員人事について

小学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置(懲戒免職)について,審議の結果,全員賛成により原案 どおり可決した。

(14:26)

広島県教育委員会会議録

令和4年3月14日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和 4 年 3 月 14 日 (月) 9:30 開会

12:01閉会

1 出席者

教育長 平 JII 理 恵 委 員 Ш 喜 一 郎 細 中 村 朗 志々田 まなみ 近 いずみ 藤 菅 田 雅 夫

- 2 欠席委員 なし
- 3 出席職員

教 育 次 長 濵 本 清 孝 管 理 部 長 小 Ш 史 元 六 学びの変革推進部長 郎 冨 永 総 括 官 (乳 幼 児 教 育 · 教 育 支 援) 伊 保 津 島 参 与 重 森 栄 理 透 総 務 課 長 江 原 書 広 報 室 秘 長 糸 﨑 誠 課 教 員 裕 職 長 大 島 文 化 財 課 長 白 井 比佐雄 学校経営戦略推進課長 真 杉 本 教育支援推進課長 史 林 乳幼児教育支援センター長 原 智津子 桑 高校教育指導課長 竹 志 幸洋 特別支援教育課長 玉 木 昌 裕

教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者に	ついて	貢 1
日程第2	第4号議案	広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第5号議案	広島県天然記念物の指定の解除について	7
日程第4	第6号議案	「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン (第2期)」(案)について	9
日程第5	報 第 1 号	令和4年広島県議会2月定例会に提案された教育 委員会関係の議案に対する意見について	10
日程第6	第3号議案	令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者について	12
日程第7	第1号議案	広島県教育委員会規則の一部改正について	12
日程第8	第 2 号議案	教職員人事について	12

平川教育長: それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から 御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承諾)

平川教育長: 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものであれば、最後に回して審議をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員: 第1号議案及び第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、個人 情報を含む表彰者の選考に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないか

と思います。

平川教育長: ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長: それでは、ただ今の細川委員の発議について採決します。

第1号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について,第2号議案の教職員人事について,第3号議案の令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者については,公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

したがいまして、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

平川教育長: それでは、第4号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当課ごとに説明させていただき、採決を取らせていただきます。

それでは, 第4号議案の1について, 大島教職員課長, 説明をお願いいたします。

大島教職員課長: 第4号議案-1の、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について御説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして,へき地学校等に勤務する教職員に対してはへき地手当等を支給しなければならないこととされております。本県におけるへき地学校等につきましては,このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定し,へき地手当等を支給しているところでございます。

へき地学校等の指定は、おおむね6年ごとに全県を対象として、交通条件等を踏まえた指定基準に基づき、見直しを行うこととしております。この度は、この見直し及びへき地学校等の統廃合の状況も踏まえ、規則の別表を改正する必要がございます。

今回の見直しが行われますへき地学校等がある市町は、福山市、竹原市、大竹市、安芸太田町、北広島町、三原市、尾道市、三次市、庄原市の9市町でございます。

この見直しの結果、令和4年度におけるへき地学校等の総数は、統廃合も含めて、現在の64所属から59所属に減少することとなります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の第4号議案-1の説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いいたします。

志々田委員: へき地という言葉自体がこの法律用語で使われているものなので,何となく違和感を

覚えますが、今回のへき地指定は数が減っているのですけれども、これは統廃合の関係 なのか、それともそれ以外の関係なのか教えてください。

大島教職員課長: 数につきまして,64所属から59所属に減少しております。理由は様々でございますが, 主な理由といたしましては,統廃合によるもの,あるいは遠距離を通学する子供たちが 増えた,そういった要件が一部入っているものもございます。

近藤 委員: 交通事情等を勘案ということだと,交通の便が良くなるからへき地が準へき地になることが多いのかと思うのですけれども,三原市の鷺浦小学校が準へき地からへき地に上がっているように見えますが,これはどういった事情になるのでしょうか。

大島教職員課長: 三原市の鷺浦小学校につきましては、準へき地からへき地の一級地に上がっております。理由につきましては、遠距離通学者が増えたことによって等級が上がったものでございます。

近藤委員: 遠距離通学者が増えるとどういうことになるのでしょうか。

大島教職員課長: 統廃合で学校がまとまることによって子供たちの通学距離が延びる,そういったことによって不便な学校であるという判断をされるものでございます。

近藤 委員: 子供の通学の範囲が広がることで、先生の通勤のへき地具合も変わってくるということになるのですか。

大島教職員課長: はい。そもそも都市部から離れた場所にあるということで、様々な基準が病院等を含めて設けられているわけですけれども、やはりその広域のところを離れたところの子供たちが集まってくるということは、中心から離れていると。そういったところにお勤めの先生方に手当をという考えでございます。

近藤委員: そういう基準になっているのですね、分かりました。

細川委員: 先ほど課長の御説明で,交通事情とかということがあったと思うのですが,子供が通うにつけ教職員の方が通うにつけ,何を基準の交通事情とかと判断されているのですか。

大島教職員課長: このへき地学校の指定に関しましては、文部科学省令で定める基準を参酌して、各都 道府県において指定することとされております。国が示しております基準で申し上げま すと、各学校について基準に基づいて点数を出していきます。例えば学校からの距離に 応じた点数といたしましては、駅であったり、病院であったり、それから高校、郵便局、こういったところが起点になっております。

細川委員: 駅というのはJRの駅かと思うのですが、例えば私の地元の三次だと、三次駅を基準とすると理解してよろしいのですか。

大島教職員課長: 正確には駅や停留所というのもありますので、必ずしも三次駅からということではないのですが、主に公共交通機関、これをベースに国が基準を作っている、そう考えてございます。

細川委員: いつもこの議案のときには、私も三次市立作木小学校、中学校を出ているのに、なぜこの布野小中と君田小中がこの準へき地にも上がらないのかと思います。あそこは昔、三つの村で、同じ距離ぐらいではないかというのがありまして、どういう基準でへき地として指定されるのだろうと思っておりました。基準が停留所とかということになりますと、作木にもすぐ学校の前にバス停あると思うのですよね。というようなことで、例えば布野と君田の先生は手当をいただけないのに作木はいただけるというのが、公正なのかという感じがしておりますがいかがなものですか。

大島教職員課長: 個別の御事情というのは基準に準拠した結果,なかなか配慮できない部分も出てきて しまうとは思っております。この基準につきましては先ほども申し上げましたとおり, 国の基準を参酌してということになっておりますので,なかなかその基準を合わせてい きますと,個々の交通事情がございますので,一致させるのが難しい部分も正直あろう かと思います。

細川委員: 事情は分かりますので,しっかり公正に判断していただければと思います。

中村委員: 先ほど御説明のあった統廃合で子供の通学距離が長くなって,この規定に当てはまるようになった学校があるということなのですが,そうすると交通状況が変わったわけではないケースもあるということですよね。基準に従って指定するとこうなるということだとは思うのですが,これは教職員の手当の問題であって,通っている児童生徒の何かが変わるということではないですよね。

大島教職員課長: 本件に関しましてはへき地手当ということなので、教職員のことに関してでございます。直接子供たちに影響があることではございません。

中村委員: 何か他の関係で、このへき地に通っている学校が指定されると、家庭あるいは子供に とって何か変わってくることがあるのでしょうか。 大島教職員課長: 本件はへき地手当に関するものでございますが、文部科学省においてへき地児童生徒

援助費等補助金交付要綱に定められている補助金等もございます。そういったところで,

教育内容について配慮がなされるということはあろうかと思います。

中 村 委 員: もう1点,この第10条を読むと、現に例えば鷺浦小学校に通っている教員は、今回指

定されたら手当が出るわけではなく、新しく赴任する人から適用されるということです

か。

大島教職員課長: 従来通っている職員に対しましても,一定の手当が出ることになっております。

中村委員: 分かりました。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

第4号議案-1の採決に移ります。原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案どおり可決されました。

続きまして, 第4号議案-2について, 大島教職員課長, 説明をお願いいたします。

大島教職員課長: 第4号議案-2により、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立 学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正について御説明いたします。

人事評価制度を適切に実施させる観点から、業績評価、自己申告書に面談実施日の記載欄を設けることとし、関係規則等の一部改正を行うものでございます。

具体的には、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の 人事評価に関する訓令に様式として定めております業績評価書を、それぞれ改正を行う ものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の第4号議案 -2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお

願いいたします。

志々田委員: この自己申告書のフォーマットは、エクセルで作成されているものなのでしょうか。

大島教職員課長: 書式につきましては、エクセルによるものと考えております。もちろんワード形式も

あろうかと思いますが、デジタル形式になっていると思います。

志々田委員: これは、前回の面談をしていなかったというような懲戒のことがあって、日付を入れるようにするということだと思います。システム上にこういうものが上がっていて、こ

の日付が期限までに入力されていないとエラーが出たり、処理できていない件数の表示があったり、そんなシステムが組まれているととても効果があると思いますが、エクセルで入れるか入れないか、もちろんそれは入れないといけないのですけれども、あまり抑止力にはならないような気がするのですが、システム化のようなことはあまりにもお

金がかかり過ぎてできないものでしょうか。

大島教職員課長: 確かに再発防止ということでいきますと、きちんと記録を押さえていくというのは大

切なことであると思います。例えば、事務局等に関しますと、人事システムのデジタル管理ということがなされているわけですが、やはりおっしゃるとおり経費的な問題もございます。それから、各市町との違いということもございますが、最終的にはデジタルで作成して、打ち出したものを提出するということなので、そこで面談を実施しないと

いうことの担保が一定程度取れるものと思っております。

志々田委員: もちろんお金との相談ですけれども、こういうものはもっとデジタル化していくべき

ものだと思います。エクセルで校長先生が管理していると、結局その校長先生のICT 活用能力によっては、面倒くさくてということになってしまうかもしれないので、その

辺り善処できるところは今後していっていただければと思います。

細川委員: 志々田委員の質問に関連するのですけれども、ここに当初、中間、最終という面談の ロ供もまくよこでができたよりまして、一体これも誰ができている。できていないよい

日付を書くところができたとしまして、一体これを誰ができている、できていないというのをチェックするのですか。

大島教職員課長: 面談の実施状況につきましては、市町立学校職員ですと市町教育委員会になります。

県立学校職員であれば、県教育委員会になろうかと思います。

細川委員: ということは、当初面談が済んだら、済んだ段階で速やかにいつ誰と面談したという ことが報告され、していない場合はそのままになりますから、事務局がそれを把握でき るということでよろしいですか。

大島教職員課長: 把握し、その実施状況について適切に指導していく必要があると考えております。

細川委員: チェック漏れとか,面談が未実施なのにそのまま放置されるということが一番危惧されることであって、今おっしゃったことで、それが再発防止も含めて改善されると理解してよろしいですか。

大島教職員課長: こういうふうにシステムを変えていくことで、再発防止に資するものと思っております。ただ、それに加えて、システムを作るだけではなく、しっかり市町教委、県教委からの、現場の管理職に対する指導等もやっていかなければいけないと考えております。

近藤 委員: 今回の改正のところとは直接関係がないのですが、この評価書の書式を見ていて、プロセス評価基準の中の一部で、「失敗や問題点はほとんどなく」とか、「失敗や問題点が多く」とか、そういう表現がされています。子供たちには失敗を恐れずにと言っているところがあるので、この辺り、先生向けの表現ももう少し工夫できるところがあったらいいと思います。

大島教職員課長: 業績評価におきます評価基準については、ハンドブック等を作成してお示ししている ところでございます。前向きにしっかり考えて、頑張って先生方が資質・能力を向上さ せていくという形に本制度を運用していかなければいけないと思っておりますので、ま た改定等検討に当たって、御意見として受け止めたいと思っております。

中村委員: この様式第2号の表というのは、これはそれぞれの教職員が自分で自己評価をし、それに上司がコメントを書くという様式なのですね。この面談実施日を記入するのは、どちらが書くのでしょうか。

大島教職員課長: 面談実施日は、管理職が記入することを想定しております。

中 村 委 員: ということは、この情報は恐らく一年間通じてやり取りされるものだから、これを見れば面談が実施されたということは、教員も管理職も共有できるという理解になっているのですか。

大島教職員課長: この業績評価に当たっての自己申告書が、当初面談、それから中間面談、それから最終面談ということで職員と管理職の間を行き来しますので、次々加筆をされていくということになります。ですので、職員の方も、中途でもその記載内容で確認することができると思われます。

菅 田 委 員: 様式のことなのですけれども、年間目標は1から3とありますが、三つだけでいいということですか。

大島教職員課長: これは制度設計上、様々な議論を踏まえて三つとしております。あまり多いのもあれですし、あまりに少ないということもあれなので、現状で三つと主に示して、管理職と協議するという形を取っております。

菅田委員: 分かりました。重点を上位三つということですね。 平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。 第4号議案-2の採決に移ります。 原案に賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

続きまして、第4号議案-3について、杉本学校経営戦略推進課長の説明をお願いいたします。

核学機器
「機器

 だいまして、広島県立高等学校学則の一部改正につきまして

 て御説明いたします。

この改正につきましては、県立高等学校の再編整備に伴い行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、2のところにお示ししておりますように、平成31 年4月の呉地区の定時制課程の再編整備により、生徒募集を停止しておりました広高等 学校及び呉三津田高等学校の定時制課程を、3月31日をもって廃止をすること。また、令和3年7月の教育委員会会議で決定をいただきました令和4年度から県立商業高等学校を4校、具体的には、尾道商業高等学校、広島商業高等学校、呉商業高等学校、福山商業高等学校の4校でございますけれども、商業の単一学科、情報ビジネス科を新たに設置することに伴う改正でございます。なお、福山商業高等学校につきましては、既存の学科に同じ名称の情報ビジネス科を設置しておりますことから、福山商業高等学校を除く3校について改正を行うこととしております。

この規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

なお、商業高校4校の既存の他の学科につきましては、在校生が卒業いたします令和 5年度末をもって廃止する予定としております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いします。

平川教育長: ただ今の第4号議案-3の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

第4号議案-3の採決に移ります。 原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして,第4号議案-4について,杉本学校経営戦略推進課長,説明をお願いいたします。

核構機能機能 : それでは、続きまして第4号議案−4によりまして、広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正等につきまして御説明をいたします。

本件につきましては、通信制課程を置きます高等学校が行う面接指導につきまして、様々な事情により通学が困難な生徒の教育の機会を確保するため、近隣の高等学校や公民館等の施設においてもその一部を受けることができるよう、広島県立高等学校通信教育に関する規則の中で、協力校及び地域学習会場に関する規定を定めているところでございます。

1 枚めくっていただきまして、1ページをお開きいただければと思います。このたび 国の規則改正によりまして、こうした施設、学校外での面接等行う施設を、通信教育連 携協力施設という名称で、新たに国で規定をされたということがございまして、広島県 立高等学校通信教育に関する規則につきまして所要の改正を行うものでございます。

また、国の高等学校通信教育規程の改正により、通信教育連携協力施設ごとの定員を 学則で定めるということとされておりまして、第3条第3項を新たに追加するものでご ざいます。別に教育委員会が定めると記載しております。

この規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

続きまして、通信教育連携協力施設の定員につきまして御説明いたします。資料2ページをお開きください。現在、通信制課程を置く東高等学校につきましては、協力校の会場といたしまして世羅高等学校、それから地域学習会場といたしまして三原学習会場及び尾道学習会場を、それぞれ活用して面接指導を行っております。引き続き、これらの一定の需要がある施設につきまして、面接等の会場として利用できるよう通信教育連携協力施設として指定するということで考えております。

次に、通信教育連携協力施設ごとの収容定員でございますけれども、近年の各施設の利用状況、それから収容人数等を勘案いたしまして、それぞれ40人といたしまして、今後、通信教育連携協力施設の利用状況や生徒のニーズなどを踏まえながら、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

なお、今後の定員につきましては、毎年県立高等学校の入学定員策定時に合わせてお 示しさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の第4号議案-4の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお

願いいたします。

志々田委員: 初めてこの学習会場というものを目にしたので興味を持ったのですけれども,世羅高校は分かるのですけれども,三原学習会場と尾道学習会場は,社会教育施設か公民館か

何かとおっしゃっていたと思うのですが。

核学機能機能器: それぞれ以前から地域の公民館を利用して学習しております。

志々田委員: そこで対応をしてくださるのは、本校から通信制の学校の先生がそこへ出向いていって、子供たちを面談してくださるのでしょうか。

核学機識機器: 御指摘のとおり、東高校の本校から大体週1日ぐらいを目途に、この日にこの授業を するという日程を決めまして、来られた生徒さんに対応している状況でございます。

志々田委員: もう1点,通信制で普段は家では勉強しているけれども,この先生たちがいらっしゃる日に生徒たちは割と出てきたりするのでしょうか。

核学機器機器: 通信制教育の規程上、添削指導がもちろんメインでございますけれども、それだけでは単位が取れないということがございまして、教科科目によりまして一定程度のスクーリング、面接指導を受けないといけないということで、その会場として本校以外にも利便性を図っているということでございます。

菅田委員: 定員というのは定めなくてはいけないものなのですか。

核学遊踏
が学遊踏
だった
だった
では
では
では
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
で
が
が
で
が
で
が
で
が
が
で
が
が
で
が
が
で
が
が
で
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が</

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

第4号議案-4の採決に移ります。 原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

続きまして,第4号議案-5について,竹志高校教育指導課長,説明をお願いいたします。

性高酸軟指導課: それでは,第4号議案-5によりまして,広島県立高等学校学則等の教育規則の一部 改正について御説明いたします。

この度の一部改正につきましては、1の提案要旨及び2の改正内容のとおり、大きく2点ございます。

まず、1点目でございますけれども、民法の一部改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う保護者定義等の改正についてでございます。

2点目は、公立高等学校入学者選抜等におけるインターネット出願システムの導入に伴う、出願手続の改正についてでございます。

まず、1点目の保護者定義等の改正について御説明いたします。資料1ページ、広島県立高等学校学則に係る新旧対照表の第13条を御覧ください。現行の規則では、生徒の保護者の定義について、生徒が未成年の者である場合、親権者又は未成年後見人と示しております。成年の者である場合は、保証人としているところでございます。

この度の民法改正で、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、今後はほぼ全ての生徒が高等学校在学中に成年年齢に達することとなります。生徒が成年年齢に達した場合の保護者は、現行の規則では保証人と定めておりますが、保証人は独立の生計を営む成人の者としか定義されていないため、成年後も引き続き両親等が学則上の保護者として取り扱えるように、親権者又は未成年後見人に準ずる者と改正いたします。

続いて、資料2ページ、第31条の授業料の納付についてを御覧ください。現行の規則では、生徒が未成年である場合に限り、保護者は生徒と連帯して授業料を納付しなければならないと規定しております。しかしながら、成年年齢引下げ後は、ほぼ全ての生徒

が在学中に成年年齢に達する反面,経済的には自立していないということが想定される ため,高等学校の授業料については、生徒の年齢等にかかわらず、保護者は生徒と連帯 して納付しなければならないこととするよう改正を行います。

また、授業料に関連して、資料の1ページから2ページ、第15条、入学の手続及び入学許可を御覧ください。これまでは入学手続の一環として、本条第3項に定める生徒の身元保証に関する誓約書と、同法第4項に定める授業料の納付に関する誓約書、それぞれ提出することとしておりましたが、令和4年度以降は保護者として負うべき責任を明確に定めた様式に一本化することとし、同条第4項を削除し、授業料の納付に関する誓約書の提出を不要といたします。

続いて、2点目の出願手続の改正について御説明いたします。資料の1ページ、第14条、入学の出願を御覧ください。来年度からインターネット出願システムを全校に導入することに伴う改正でございます。具体的には、これまでは入学願書等への志願者本人と保護者の氏名の記載について連署とするとしていましたが、インターネット出願システムによる出願を行うことになり、電子での入力となりますので、連記という表現を追加いたしました。

以上の点について、広島県立高等学校学則を改正することに併せて、その他関連規則 も同様に改正いたします。関連規則の改正内容につきましては、資料の最後の6ページ に一覧としてまとめてございます。御覧いただければと思います。

続いて、施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の第4号議案 -5 の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員: よく知らないので教えていただきたいのですが、18歳で成人になるということで、18歳の人に対して親権者というものは継続するのですか。普通に考えたら、成人になったら親権がなくなるのではないかと思うのですけれど、どうなのでしょうか。

性語談新指導展: おっしゃられるとおり、今でもですが、親権者につきましては20歳になった時点でいなくなることになります。ですので、今後は18歳になりましたらその時点で、保護者という扱いはしますけれども、親権者としての扱いはなくなると認識しております。

志々田委員: そうすると、「保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)」という書き方は正しいので しょうか。

小川管理部長: 18歳で成年扱いになるということで、契約などの部分は、今までの親、いわゆる親権者の許可なく自分の意思でできるようになってくると思います。ですが、全てに関して20歳から18歳に下げたわけではなく一部ずつ下げていますので、例えば刑法犯の関係は未だに残っていますし、飲酒喫煙等のことも残っていたりします。今、委員の言われている親権というのが、全部外れるのか、それとも一部でも残っているのかという部分について十分確認が取れておりませんので、確認をさせていただければと思います。

菅 田 委 員: 「親権者又は未成年後見人に準ずる者」でカバーしているということですか。

小川管理部長: この準ずる者の定義も確認させていただければと思います。

平川教育長: では、改めて確認という形になります。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。 第4号議案-5の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

第5号議案 広島県天然記念物の指定の解除について

平川教育長: 続きまして,第5号議案,広島県天然記念物の指定の解除について,白井文化財課長, 説明をお願いいたします。

白井文化財課長: 広島県天然記念物の指定の解除について御提案いたします。資料1ページを御覧くだ さい。

今回解除をお諮りいたします瀬戸田の単葉松は、尾道市瀬戸田町生口島西部の民家の庭にあった広島県天然記念物でございます。樹高約9メートル、クロマツの変種であるクロヒトツマツと呼ばれる種類の松で、双葉が癒合して一枚のように見える点に特徴があり、学術上貴重であるため、昭和29年11月11日付けで指定されておりました。

しかしながら、令和3年4月から8月にかけて、葉の変色やキノコの繁殖などが認められたことから、広島県文化財保護審議会委員による調査を行い、令和3年10月、枯死していることを確認いたしました。

なお、枯死の原因は、マツノザイセンチュウに感染したことによるものであり、調査 時点で枝部にセンチュウを媒介するカミキリの幼虫が確認できたことから、周辺の松へ の被害拡大を防止するため、直ちに伐採・撤去を指導し、本件松は伐採されております。

以上,本件松は枯死により文化財としての価値が失われたと認められるため,広島県文化財保護条例第37条第1項の規定により,広島県天然記念物の指定の解除を御提案させていただきます。

なお、本件解除については、令和4年1月21日付けで広島県文化財保護審議会に諮問し、同日付で、やむを得ない旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして,御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員: 御説明ありがとうございました。数点気付きがあったのですけれども、瀬戸田の単葉 松という、葉が二重でなくて一重状に見えるという松は、他に本県の中にこういう松が 存在するのですか。

白井文化財課長: 本県では現在のところ,この二代目が成長中でございます。全国的にも珍しく,京都 の庭にあるというのは聞いたことがあるのですが,現物は確認しておりません。

細川委員: 二代目がいるということは、その株が大きくなったらまた指定をされるということでしょうか。

白井文化財課長: 二代目の松は現在樹高3メートルで、まだ若いものですから、今後きちんと育つかど うか見極める必要があるということから、現在、注目しているところでございます。

細川委員: それから、県天然記念物の指定が個人の所有であった場合は、個人の方にお任せをしているところが大きいかと思うのですが、県教育委員会としての関わりというか、枯れる前に何とかならなかったのかと思うわけですけれども、その辺りの御配慮とか御対応とかいうものは、いかがだったのでしょうか。

自井文化財課長: 本件松に限らず,所有者から連絡をいただきましたら,私どもの方で保護・増殖のための指導助言を行っております。また,経費的に不安がある場合には,補助金等の交付も検討しているところでございます。

菅 田 委 員: 異常で樹木医の方に診てもらったということですけれども,人間でいう定期検診とか というのは所有者の責任ということになるのでしょうか。

白井文化財課長: 文化財の管理につきましては、保護条例上、所有者が責任を持つということになって おります。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は, 挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

平川教育長: 続きまして,第6号議案,「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」(案)について,桑原乳幼児教育支援センター長,説明をお願いいたします。

プランと同様,「遊び 学び 育つひろしまっ子!」の実現としております。

本プランにつきましては、1月の教育委員会議で素案について報告し、御協議をいただいております。本日は、その際の御意見、その後の文教委員会集中審議やパブリックコメントの御意見等を踏まえ、修正・追記し、最終案として御提案いたします。

資料の1,要旨・目的を御覧ください。素案の際にも御説明させていただきましたが、今回の第2期プランは,第1期プランを策定してから5年目を迎えることから,これまでの成果や課題,社会情勢の変化などを踏まえ,内容の見直しを行うものでございます。次に,概要を御覧ください。計画期間は,(1) にございますとおり,令和4年度から令和8年度までの5年間とし,各取組の方向にございますとおり,目指す姿は,第1期

施策体系は、(3) にございますとおり、三つの柱の下、五つの施策としており、表の右欄に各施策の主な取組内容をお示ししております。

続きまして、プラン本体を御覧ください。構成につきましては、表紙の裏側の目次でお示ししているとおりでございます。内容につきましては、2月の文教委員会での集中審議や、1月19日から2月18日の間に実施しましたパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、17ページの中程にございます園・所等における本に親しませる取組の推進において、乳幼児期の絵本の読み聞かせに関する環境整備に注力することを追記するとともに、26ページ以降の施策 4、家庭教育支援の充実におきまして、家庭や地域社会との連携を推進し、子育て家庭を応援しようという社会的機運の醸成を図る普及啓発や基盤整備についての追記を行うなどの修正を行っております。

第2期プランにおきましては、施策ごとにKPI及び参考資料を設定し、PDCAサイクルによるマネジメントを強化することとしております。今後は、施策ごとに設定しております5年後の目指す姿の実現に向け、アドバイザリーボード等による点検・評価を受けながら、必要な改善を行うとともに、関係部局、関係団体等と連携しながら、本県の乳幼児期の教育・保育の充実に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。 中村委員: 前回の会議の検討を踏まえて、見直しをしていただきましてありがとうございます。

それで、改めて全体を見て少し感じたことがありまして、いろいろ施策も作っていくということなのですが、県内全ての乳幼児を対象にしていくということを考えたときに、例えば特別な支援や配慮が必要な子供・家庭の支援といったところも、保育ソーシャルワーカーの派遣も園・所への派遣ということで、園・所に対する施策が中心にどうしてもなっていくということだと思うのですが、そもそも事情があって幼稚園にも保育園にも通っていない乳幼児がどのくらいいるのかとか、そういう数字というのは分かっていたりするのでしょうか。

無姚辯嶽が月長: 県で調査したものはございませんが、国が公表している資料によりますと、令和元年度の年齢人口から推計される未就園児は、0歳から2歳児で約6割、3歳から5歳児で約2%ということになっております。

中村委員: その中には、恐らく保護者のこだわりとかで、自分で保育するという家庭もあるとも思うのですが、やはり中には貧困とかネグレクトとかで、本来通うべき子供が通えないというケースも恐らくあるのではないかと思います。ですから、県内全ての乳幼児ということなので、そういった子供、乳幼児にどう支援を行き渡らせるのかということも大事になってくると思います。ネウボラ拠点とか、地域の家庭教育支援チームとかということもそうなのだろうとは思うのですが、是非そういった乳幼児のケアということも、これからまた対策を充実させるように検討いただければと思いますので、よろしくお願いします

細川委員: いろいろとまとめられるのも大変であったと思います。綺麗に分かりやすくまとめていただきましてありがとうございました。私も感じるところは、県が目指す乳幼児の教育・保育を実現するために、いろいろな分野の方が、例えばここには全て網羅されてい

ると思うのですけれども、園・所や保育士さんに対してだとか、乳幼児、親、それから 地域に対して、こういうふうに働きかけや、考え方とかを示していただいていると思い ます。全国でも広島県はすごく積極的にいろいろなことに取り組んでいるというような ところを、もっともっと前に出していただきたいと感じました。

パブリックコメントの中にも御指摘をいただいていたのですが、母子手帳でもう少し分かるようにしてほしいということもあるのかと思ったり、QRコードみたいなもので最近はもう情報がどんどん手に入れられますので、県としての情報をその辺りからお母さんに渡るようにしたらどうかと思います。私たち男親、お父さんに対しても、手帳までとは言わなくても、県教育委員会がやはり発行して、お父さんもこういうふうに関わりましょうというような、全体的に幼児教育に関わっていくというのが非常に大事ではないかと感じました。

というのが、やはり私たちは自分が育ててもらったように子供を育てますから、今の 乳幼児が育ててもらったらそれが親になって、自分たちの子供を同じように育てると思 うのです。しっかり育ててもらった場合、やはりそのように次々世代を超えて、そうい う教育が進んでいくものだと思いますので、広島県独自のものをお考えいただく、それ を全国に好事例として発表するぐらいの、この推進プランになっていけばと思います。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は, 挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

報 第1号 令和4年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につい

て

平川教育長: 続きまして,報第1号,令和4年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係 の議案に対する意見について,江原総務課長,説明をお願いいたします。

江原総務課長: 報第1号,令和4年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和4年広島県議会2月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められますことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告して承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案は、令和3年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。まず,1の令和3年度一般会計予算,(1)の歳入についてでございます。表の今回補正額の欄の一番下,教育委員会計欄にございますとおり,17億7,500万円余の減額となり,最終予算額は362億5,000万余となってございます。

内訳といたしましては、増額については、使用料及び手数料が1,500万円余の増でございます。減額については、繰入金が1億3,800万円余、県債が15億8,100万円余の減などとなってございます。これらの要因といたしましては、増額の使用料及び手数料につきましては、高等学校における授業収入につきまして収納率に改善が見られるなど、当初の見込みを上回ったことなどによるものでございます。減額の繰入金につきましては、

生徒の海外留学に対する支援や部活動遠征費用の補助といった各学校の取組につきまして、計画の見直しによりまして次年度の執行としたことなどによる事業費の減により、 財源となる教育振興費の繰入金が減少したこと、また、県債につきましては、退職手当の財源として予定しておりました退職手当債の発行を取りやめたことなどによるものでございます。

続きまして、(2)の歳出についてでございますけれども、表の今回補正額の欄の一番下、合計欄にございますとおり、26億5、200万円余の減額となってございます。要求内容といたしましては、点線囲みに記載しておりますとおり、国の令和3年度補正予算を活用し、令和4年度当初予算と一体的に、新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施することとしたところでございまして、具体的には、学校における保健衛生用品の購入や歴史民俗資料館、歴史博物館及び頼山陽史跡資料館におきまして無料Wi-Fi環境の整備などを実施する、教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして2億7、600万円余の予算計上を行ったほか、廿日市特別支援学校につきまして教室不足解消のため、廿日市西高等学校の余裕教室を活用した環境整備を実施する特別支援教育ビジョン推進事業といたしまして3億1、300万円余、県立学校において普通教室単位で整備されております教員の授業用端末を追加整備するGIGAスクール構想の実現に向けたICT基盤整備事業といたしまして6、100万円余、これらの合計で6億5、200万円余の増額を計上したところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。主な減額要因につきましては、(3)の歳出の区分別内訳により御説明させていただきます。一般事業費のうち、その他につきましては、表の今回補正額欄にございますとおり、10億1,900万円余の減額となってございます。その要因といたしましては、非常勤講師の報酬や高等学校等就学支援金の支給実績などが当初の見込みを下回ったことや学校において修学旅行などの宿泊を伴う学校行事や体験活動を中止したことなどによりまして、教職員旅費が減額になったことなどによるものでございます。

次に、職員給与費につきましては、教職員に対する給与等の支給額が当初の見込みを下回ったことなどにより、16億3,600万円余となってございます。

続きまして、(4)の繰越明許費についてでございますけれども、繰越明許費といたしましては7億5,300万円余を計上したところでございます。これは、先ほど御説明いたしました国の令和3年度補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施する事業や、その他、県立学校の施設整備や文化財保存に関する補助金などにつきまして、事業費を翌年度へ繰り越す必要が生じたものでございます。

続きまして,(5)の債務負担行為についてでございますけれども,先ほど御説明いたしました廿日市特別支援学校に係る整備につきまして,令和5年度まで工事を実施することによるものでございまして,令和5年度分として7,600万円余の限度額を設定したところでございます。

続きまして、3ページの2の令和3年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございます。これは、奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことなどから、1億1,600万円余の減額を行ったものでございます。4ページ、5ページには、項目別の歳出内訳を記載してございます。教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、2月17日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして,御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり承認されました。

続きまして, 先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので, 傍聴者

の方は御退席をお願いいたします。

(10:32)

【非公開審議】

第3号議案 令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者について

令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(12:01)